

# 一般社団法人 新潟県高圧ガス保安協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、新潟県において高圧ガスによる災害を防止するために、高圧ガスを取り扱う者の保安意識の高揚及び自主保安の推進に関する事業を行うとともに、高圧ガス関係業界の健全な発展を促進し、もって新潟県における公共の安全確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵者、消費者及び輸送業者等に関する保安を確保するための基準、指針等の作成及び普及
- (2) 高圧ガスに関する災害の防止及び保安技術向上のための研修会及び講習会の開催、資料の頒布、その他の技術、知識等の情報の提供及び啓発活動
- (3) 高圧ガスの移動に関する防災事業所の指定並びに防災活動の事業
- (4) 関係官庁及び関係団体との連絡調整並びにこれらと共同で行う事業
- (5) 高圧ガス関係法令等の啓発普及活動
- (6) 高圧ガスの保安に関する新潟県その他公共団体等からの委託事業
- (7) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する指定保安検査機関として行う高圧ガス製造施設の保安検査
- (8) 高圧ガスの保安管理に関する技術指導
- (9) 高圧ガス容器の管理に関する技術指導
- (10) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の3種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、若しくは消費を行い、高圧ガス製造設備、容器等を製造し、又は高圧ガス施設の検査を行う法人又は個人、

若しくはそれらの関係団体又は関連事業者で、本会の目的に賛同して入会した者  
(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力するため入会した者  
(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者  
(入会)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。  
(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。  
(退会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、その理由を明記した退会届を会長に提出しなければならない。  
(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する納入義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(既納会費等の不返還)

第11条 既納会費その他拠出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項  
(開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、開会の日の 14 日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は正会員として決議に加わる権利を有しない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、理事会が定めたときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

この場合において、議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

この場合において、第 18 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された 2 名以上が、記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員には報酬は支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、総会の決議を経て別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は会長の諮問に応え、理事会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、決議に加わることはできない。

4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

5 第28条の規定は、顧問及び相談役について準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は決議に加わる権利を有しない。

3 書面による議決権の行使、代理人による議決権の行使は認められない。

4 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を得なければならない。また、当該事業計画書及び収支予算書については直近の定時総会に提出し、報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算を有する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 雑 則

(委員会及び部会)

第47条 本会は、必要に応じ、理事会の決議を経て委員会及び部会を設けることができる。

2 委員会及び部会は、理事会の諮問に関し助言又は参考意見を述べることができる。

3 委員会及び部会の業務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附則（平成24年5月24日総会議決）

### （施行日）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

### （設立時の会長及び専務理事）

2 本会の最初の会長は、林田章とし、最初の専務理事は水島好夫とする。

### （最初の事業年度）

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### （法令の準拠）

4 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。